○文部科学省告示第百四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
仙巌園附花倉御仮屋庭園	昭和三十三年文化財保護委員会告示第四十五号	鹿児島県鹿児島市吉野町	同九六八番一二のうち実測一七九八・六八平方メートル、同九七〇〇番五、同九七〇〇番六、同九七〇〇番七のうち実測三五九・五四平方メートル、同九七〇〇番九、同九七〇一番一のうち実測一二〇一五八・二一平方メートル、同九七〇番九 鹿児島県鹿児島市吉野町九七〇〇番六と同九七〇一番一に挟まれる河川敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び鹿児島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
エヒメアヤメ自生南限地帯	大正十四年内務省告示第百七十号及び昭和四十三年文化財保護委員会告示第四十一号	宮崎県小林市南西方字生駒	八〇〇六番一、八〇〇七番一、八〇五二番二
石垣島東海岸の津波石群	平成二十五年文部科学省告示第四十二号	沖縄県石垣市字伊原間カンニン原二五〇番地五地先	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅻ座標系を基準とする一地点（X＝マイナス一六三八九三・六六〇メートル、Y＝三〇三二二・五一〇メートル）、二地点（X＝マイナス一六三八九三・六六〇メートル、Y＝三〇三五二・五九〇メートル）、三地点（X＝マイナス一六三九二三・六〇〇メートル、Y＝三〇三五二・五九〇メートル）、四地点（X＝マイナス一六三九二三・六〇〇メートル、Y＝三〇三二二・五一〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

			備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び石垣市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定により、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	関係告示
棲霞園	長崎県平戸市岩の上町字亀岡	平成二十三年文部科学省告示第百四十六号

○文部科学省告示第百五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観に選定したので、同法第百三十四条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
日根荘大木の農村景観	大阪府泉佐野市	大阪府泉佐野市大木及び二級河川樫井川の各一部 備考　地域に関する実測図を大阪府教育委員会及び泉佐野市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	九五三・九ヘクタール
蘭島及び三田・清水の農山村景観	和歌山県有田郡有田川町	和歌山県有田郡有田川町大字清水、有田川町大字三田、二級河川有田川、二級河川湯川川、二級河川宮川谷川の各一部 備考　地域に関する実測図を和歌山県教育委員会及び有田川町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一一〇・七ヘクタール
酒谷の坂元棚田及び農山村景観	宮崎県日南市	宮崎県日南市大字酒谷甲字坂元、字坂元上、字坂元前田、字坂元河内、字元屋敷の全域及び、字権現津留、字立石、字陣ノ尾、字陣ノ尾後山、字中尾、字石原川内上、字石原長谷、字今別府の各一部 備考　地域に関する実測図を宮崎県教育委員会及び日南市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	四六〇・三ヘクタール

○文部科学省告示第百五十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表中欄に掲げる地域を追加して選定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同法第百三十四条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文